

熊本大学大学院法曹養成研究科
平成25年度第1期募集 法律科目試験問題

民 法

平成24年9月15日（土） 13:00～16:30

解答上の注意

1. 試験開始の合図があるまで、この問題の中を見てはいけません。
2. 問題用紙は1枚、解答用紙は4枚（各問について2枚）、下書き用紙は2枚です。
3. 解答用紙には、熊本大学大学院法曹養成研究科の受験番号のみを記入し、氏名は記入しないで下さい。
4. 解答用紙は、第1問と第2問とで異なります。それぞれ正しい用紙に解答して下さい。
5. 解答は横書きにして、各問につき2枚の解答用紙（裏面も使用）に収めて下さい。解答用紙の追加・交換はしません。
6. 解答にはボールペンまたは鉛筆を使用して下さい。
7. 問題の内容に関する質問には応じません。
8. 貸与した六法に書き込みをしてはいけません。
9. 試験終了後、問題用紙および下書き用紙は持ち帰って下さい。

【第1問】以下の事例について、設問に答えなさい。(配点：40点)

- (1) Xは、Aが所有していた土地(以下「本件土地」という。)を、昭和45年3月購入し、同月31日から占有を開始し、サトウキビ畑として耕作していたが、所有権移転登記手続は行われていなかった。
- (2) Aは、昭和47年に死亡し、その相続人であるBが、昭和57年1月13日、本件土地につき、相続を原因としてAからの所有権移転登記を了した。
- (3) その後、BはYに対し、昭和59年4月19日に甲抵当権を、昭和61年10月13日に乙抵当権をそれぞれ設定し、各々同日各抵当権設定登記がされた。なお、乙抵当権の被担保債権は、平成9年12月に完済されたが、抵当権登記は抹消されていなかった。
- (4) Xは、これらの事実を知らないまま、本件土地をサトウキビ畑として耕作し、占有を継続していた。
- (5) Yは、本件土地について甲抵当権の実行としての競売を申し立てたところ、平成18年9月29日、競売開始決定がされた。
- (6) これに対し、Xは、本件土地はX所有であるとして、平成20年8月1日本件競売の不許を求めて第三者異議訴訟を提起した。
- (7) Xは、平成20年8月9日、Bに対し、本件土地につき、取得時効を援用する旨の意思表示をした。

設問1

Xの主張する時効取得は、どのような法律構成に基づくものと考えられるか。

設問2

Yは、これに対して、どのように反論することが考えられるか。

設問3

Xの主張は認められるか。

【第2問】以下の問いに答えなさい。(配点：20点)

不法行為責任と債務不履行責任の異同及び両者の関係について、説明しなさい。

以上